

写

食安発1221第1号
平成23年12月21日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令等について（食品衛生法関係）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成23年政令第407号。以下「整備政令」という。）」及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成23年厚生労働省令第150号。以下「整備省令」という。）」が本日公布され、平成24年4月1日から施行されることとなっております。

これらのうち、食品衛生法に関する改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、御了知の上、その事務の運営に当たってよろしく配慮願います。

記

第1 改正の趣旨

整備政令及び整備省令は、地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものである。なお、同政令及び同省令により改正される政省令のうち、食品安全部所管のものは以下のとおりである。

- ・食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）
- ・食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）

第2 改正の内容

1 食品衛生法施行令の一部改正（整備政令第4条関係）

- (1) 都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）が食品衛生法第29条第1項又は第2項の規定に基づき設立する食品衛生検査施設の設備（機械及び器具を含む。以下同じ。）及び職員の配置に関する基準を、都道府県等の条例に委任すること。
- (2) 都道府県等が条例を定めるに当たっては、施設の設備に関する基準は、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、職員の配置に関する基準は、厚生労働省令で定める基準を参酌すること。

2 食品衛生法施行規則の一部改正（整備省令第2条関係）

- (1) 「従うべき基準」とされている食品衛生検査施設の設備に関する基準については、以下のとおりとする。
 - ① 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
 - ② 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。
- (2) 「参酌すべき基準」とされている食品衛生検査施設の職員の配置に関する基準については、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

第3 留意事項

- 1 整備省令第2条の規定による改正後の食品衛生法施行規則（以下「新食品衛生法施行規則」という。）第36条第1項第2号に規定する設備に関する基準については、試験に必要となる施設並びに機械及び器具を列挙したものであるが、食品衛生検査施設の整備・充実は食品衛生行政を科学的かつ合理的に運営するための基本要件であることから、引き続き、食品衛生法第28条第1項等に規定する試験を行うために必要な検査施設の整備をお願いする。
- 2 新食品衛生法施行規則第36条第2項に規定する職員の配置に関する基準については、参酌すべき基準であり、職員の配置は必須であるが、必要な職員の数等については、地域の実情に応じて適切に定めるべきものであること。

第4 施行期日

平成24年4月1日から施行すること。ただし、条例を制定するのに必要な時間を確保できるよう、同日から起算して一年を超えない期間において、整備政令第4条の規定による改正後の食品衛生法施行令第8条第1項に規定する都道府県等の条例が制定施行されるまでの間は、同条第2項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県等の条例で定める基準とみなすこととしたこと。

(参考)

○ 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）（抄）（第四条関係）

(傍線の部分は改正部分)

	改	正	後	現	行
（食品衛生検査施設）					
第八条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）は、法第二十九条第一項又は第二項の規定に基づき当該都道府県等が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置について、条例で基準を定めなければならない。	都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）は、法第二十九条第一項又は第二項の規定に基づき当該都道府県等が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置について、条例で基準を定めなければならない。				
（食品衛生検査施設）					
第八条 法第二十九条第一項又は第二項の規定に基づき都道府県、保健所を設置する市又は特別区が設置する食品衛生検査施設には、検査又は試験のために必要な職員を置き、理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設け、並びに検査又は試験のために必要な機械及び器具であつて厚生労働省令で定めるものを備えなければならない。	前項の食品衛生検査施設においては、厚生労働省令の定めるところにより、検査又は試験に関する事務を管理しなければならない。	前項の食品衛生検査施設においては、厚生労働省令の定めるところにより、検査又は試験に関する事務を管理しなければならない。			
（新設）					
（食品衛生検査施設の設備）					
二 食品衛生検査施設に配置する職員					
三 第一項の食品衛生検査施設においては、厚生労働省令の定めるところにより、検査又は試験に関する事務を管理しなければならない。					

○ 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	後
現		行

現

行

第三十六条 令第八条第二項第一号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。

二 純水装置、定温乾燥器、デイープフリーザー、電気炉

、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱

滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検

査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

② 令第八条第二項第二号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

（新設）

第三十六条 令第八条第一項の厚生労働省令で定める機械及び器具は、純水装置、定温乾燥器、デイープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の必要な機械及び器具とする。

第三十七条 令第八条第三項の規定による検査又は試験（以下この条及び別表第十三において「検査等」という。）に関する事務の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。
一六 （略）

第三十七条 令第八条第二項の規定による検査又は試験（以下この条及び別表第十三において「検査等」という。）に関する事務の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。
一六 （略）